

現行バス路線の廃止について

1. 運行事業者からの廃止申出

平成27年2月3日付けで、別紙のとおり赤バス運行事業者から申出がありました。

2. 路線廃止の手続き

バス路線を廃止する予定日の6月前までに、運輸局に届出しなければならない。国では、関係自治体及び利害関係人に対して、路線の廃止が利用者の利便性を阻害しないことについての意見を聴取のうえ、路線廃止の手続を行う。

また、廃止予定日の6月以降に届出するには、地域協議会での協議（合意）手続きが必要となっており、こうした道路運送法などの規定に基づき、今般の路線廃止に関する協議を本交通会議で行うものとする。

3. 関係法令の規定

【道路運送法（抜粋）】

第15条の2 路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者は、路線（路線定期運行に係るものに限る。）の休止又は廃止に係る事業計画の変更をしようとするときは、その6月前（旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合にあつては、その30日前）までに、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2 国土交通大臣は、一般乗合旅客自動車運送事業者が前項の届出に係る事業計画の変更（同項の国土交通省令で定める場合における事業計画の変更を除く。）を行った場合における旅客の利便の確保に関し、国土交通省令で定めるところにより、関係地方公共団体及び利害関係人の意見を聴取するものとする。

上記の規定中、「国土交通省令で定める場合・・・」とは・・・

【道路運送法施行規則（抜粋）】

（一般乗合旅客自動車運送事業の事業計画の変更の特例）

第15条の4 法第15条の2第1項の旅客の利便を阻害しないと認められる国土交通省令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 当該路線において他の一般乗合旅客自動車運送事業者が一般乗合旅客自動車運送事業を現に経営し、又は経営するものと見込まれる場合
- (2) 当該路線の休止又は廃止について地域協議会（地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保に関する協議会であつて、関係地方公共団体の長、地方運輸局長その他の関係者により構成されることその他の国土交通大臣が告示で定める要件を備えるものをいう。以下同じ。）において協議が調った場合
- (3) 前二号に掲げる場合のほか、旅客の利便を阻害しないと地方運輸局長が認めてあらかじめ公示する場合

平成 27 年 2 月 3 日

大阪府泉南郡岬町
岬町町長
田代 堯 様

大新東株式会社 大阪支店
支店長池田丈一郎



岬町コミュニティバス運行廃止の件

。平素は、弊社のバス運行に多大なるご協力とご理解を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 4 月 1 日より、貴町においてバス運行を請負っておりますが、運行開始当初から、利用者の伸び悩み、燃料費の高騰、運転士の人件費及び車輛メンテナンス費用の上昇等の様々な要因により、赤字が続き、今後も改善の見込を立てることができないのが実状です。

又現在使用中のバスにおいても今後入替えが必要な状況の中、今後バス事業を続けることは困難との判断にいたりしました。

よって、貴町と取り交わしましたコミュニティバス運行協定書第 10 条 2 項にしたがい、この書面をもって、平成 28 年 3 月末日付けで、協定書の解除を申入れさせていただきますたく、ご了承お願い申し上げます。

弊社といたしましては、バス事業廃止後の運行につきましても、出来るだけ貴町のでした承のもと、様々な形態のバス運行のご提案をさせていただき所存です。

まことに勝手な申し入れとは思いますが、重ねてご理解のほどお願いいたします。

以上

